

千葉市訓令（甲）第4号

庁 中 一 般

千葉市職員服務規程等の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

千葉市長 神 谷 俊 一

（千葉市職員服務規程の一部改正）

第1条 千葉市職員服務規程（昭和39年千葉市訓令（甲）第10号）

の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

（千葉市職員監察委員会規程の一部改正）

第2条 千葉市職員監察委員会規程（昭和46年千葉市訓令（甲）第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用された」に改める。

（千葉市職員安全衛生管理規程の一部改正）

第3条 千葉市職員安全衛生管理規程（昭和58年千葉市訓令（甲）第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（千葉市職員服務規程の一部改正に伴う経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（千葉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年千葉市条例第22号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第1条の規定による改正後の千葉市職員服務規程第2条に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規程の規定を適用する。

(千葉県職員監察委員会規程の一部改正に伴う経過措置)

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の千葉県職員監察委員会規程第2条第1項に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規程の規定を適用する。

(千葉県職員安全衛生管理規程の一部改正に伴う経過措置)

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の千葉県職員安全衛生管理規程第2条第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、同規程の規定を適用する。